

高松市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年7月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	坂	下	且	人

令和8年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）

監査対象局 政策局・総務局・財政局・環境局

高松市監査委員

令和8年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和8年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

政策局、総務局、財政局及び環境局

4 監査の着眼点

令和7年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

※重点取組事項

1 郵便切手類の管理等について

郵便切手類の保管・購入・使用状況について、主に次の点を検証した。

- (1) 郵便切手類の保管方法は適正か。
- (2) 郵便切手類の購入の必要性を精査し、適切に使用されているか。
- (3) 郵便切手類に関する受払の事務処理が適正に行われているか。

2 発注簿等による財務処理の執行について

発注簿等による財務処理の状況について、主に次の点を検証した。

- (1) 発注簿は、発注簿等財務処理要領等に基づき、適正に記載されているか。
- (2) 発注簿に関する事務処理において、競争性や公平性は適正に確保されているか。
- (3) 緊急工事に関する発注手続の事務処理が適正に行われているか。
- (4) 管理台帳及び記録票の記載が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。（重点取組事項の実施状況は、14～16ページ参照）

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局ほか
- (2) 実施日程 令和8年4月8日から6月5日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して原則1年を経過する日の属する月の末日までに行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
政策局	広聴広報・シティプロモーション課	—	1	1
総務局	人事課	1	—	1
	デジタル戦略課	—	1	1
	情報マネジメント課	1	—	1
財政局	契約監理課	1	—	1
	納税課	1	1	2
環境局	環境指導課・西部クリーンセンター	—	1	1
	環境業務課	1	—	1
合計		5	4	9

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和8年度定期監査・行政監査結果一覧

結果No.	区分	項目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見 【重点】	郵便切手の管理について	P4	政策局	広聴広報・シティプロモーション課
2	意見 【重点】	郵便切手の管理について	P5	総務局	デジタル戦略課
3	指摘 【重点】	物品購入に係る適正な事務処理について	P6		情報マネジメント課
4	指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P7		人事課
5	意見 【重点】	郵便切手類の管理について	P8	財政局	納税課
6	指摘	覚書に係る適正な事務処理について	P9		契約監理課
7	指摘	感謝状贈呈に係る適正な事務処理について	P10		納税課
8	意見 【重点】	郵便切手の管理について	P11	環境局	環境指導課・西部クリーンセンター
9	指摘 【重点】	発注簿等財務処理による緊急工事の発注に係る適正な事務処理について	P12		環境業務課

※ **【重点】** …… 「令和8年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和8年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第37号

告示日

令和8年7月1日

所管課等

情報マネジメント課

区分

指摘 **【重点】**

指摘の項目

物品購入に係る適正な事務処理について

指摘する理由

発注簿等財務処理による消耗品の直接購入について、同一日に見積徴取を行い、同一日に同一業者に発注しているにもかかわらず、2回に分割して事務処理している状況が散見された。

指摘

物品購入については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、一括して発注するよう、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

高松市契約規則

内容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条
3 契約事務担当員は、当然に1回に契約すべきものを、事務上の負担の軽減等を目的に、施行令第167条の2第1項第1号、高松市会計規則別表第1中の発注簿等に係る規定その他の規定を適用し、2回以上に分割して取り扱ってはならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和8年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第37号

告示日

令和8年7月1日

所管課等

人事課

区分

指摘

指摘の項目

個人情報の適正な取扱いについて

指摘する理由

高松市職員採用試験に伴う「SCOA総合適性検査テストセンター方式」の実施に係る業務委託について、受注者から提出された再委託承諾申請書において、個人情報取扱特記事項に規定された必要項目が明確に記載されていないにもかかわらず、再委託を承認していた。

指摘

個人情報を取り扱う委託業務については、受注者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう求めるとともに、所属内においても、委託先及び再委託先で個人情報が適正に取り扱われるよう、審査体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

個人情報取扱特記事項

内容

(再委託)
第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を発注者に申請しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和8年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第37号

告示日

令和8年7月1日

所管課等

契約監理課

区分

指摘

指摘の項目

覚書に係る適正な事務処理について

指摘する理由

高松市土木工事積算システム及び工事成績評価システムについては、高松市公共下水道事業においても使用することから、同システムに係る貸借料の支払いに関する覚書を締結しているが、民法第108条第1項の規定に反し、契約者の双方が高松市長となっていた。

指摘

高松市土木工事積算システム及び工事成績評価システムの貸借料支払いに関する覚書については、民法に定める双方代理の規定を踏まえ、適正に事務処理されたい。
また、他部署においても同様の状況が生じることのないよう、契約担当部署として、適切な対応策を講じられたい。

根拠法令・通知等

民法

内容

(自己契約及び双方代理等)
第108条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和8年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第37号

告示日

令和8年7月1日

所管課等

納税課

区分

指摘

指摘の項目

感謝状贈呈に係る適正な事務処理について

指摘する理由

優良たばこ小売人に対する感謝状贈呈については、高松市優良たばこ小売人に対する感謝状贈呈要領（以下「要領」という。）に定められていない記念品を購入し、感謝状と併せて贈呈していた。

指摘

優良たばこ小売人に対する感謝状贈呈については、要領に沿って適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

高松市優良たばこ小売人に対する感謝状贈呈要領

内容

（感謝状の贈呈）
第2条 市長は、長年にわたり市内において製造たばこの売上増進に努め、市たばこ税の増収に寄与し、又は高松たばこ販売協同組合の事業活動を通じ本市の公益の増進に寄与した優良たばこ小売人に対し、感謝状を贈呈することができる。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

令和8年度／環境局

告示番号

高松市監査委員告示第37号

告示日

令和8年7月1日

所管課等

環境業務課

区分

指摘 **【重点】**

指摘の項目

発注簿等財務処理による緊急工事の発注に係る適正な事務処理について

指摘する理由

発注簿等財務処理による緊急工事に係る事務処理において、令和6年度に実施した定期監査で受けた同様の指摘に対する措置を講じたにもかかわらず、7年度に緊急工事として高松市随意契約ガイドラインに基づき1者を選定し発注した高松市環境業務センター舗装修繕工事についても、発注簿における一者随意契約の理由と工事内容が異なっていた。

指摘

緊急工事の発注に係る事務処理においては、工事の施行目的や緊急性を適切に判断した上で、施行理由を正確に記載し、適正に事務処理を行うとともに、所属内において研修を行うなど、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、真に実効性のある再発防止策を講じられたい。

根拠法令・通知等

高松市緊急工事事務処理要領

内容

(定義)
第2条 この要領において「緊急工事」とは、次に掲げる工事であって、その施行理由に係る事実を緊急工事担当課の職員が確知した日（以下「確知日」という。）から原則3日以内に工事（準備工を含む。）に着手する必要があるものをいう。
(1) 高松市随意契約ガイドラインの2（工事）の（2）ア、イ又はオに該当する工事
(2) 高松市随意契約ガイドラインの2（工事）の（2）ウ又はエに該当する工事（当該工事を所管する課においてその具体的例示を策定し、市長の決裁（下水道事業に係るものにあつては下水道経営課及び契約監理課の、それ以外のものにあつては財政課及び契約監理課並びに会計管理者の合議を要する。）を受け、当該具体的例示に該当するものとして施行するものに限る。）

定期監査・行政監査結果

根拠法令・ 通知等	高松市随意契約ガイドライン
内 容	<p>2 工事（測量・設計コンサル及び監理業務を含む。以下同じ。） (2) 緊急の必要により競争に付することができない場合（施行令第5号関係） 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合</p> <p>ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事 イ 電気、機械設備等の故障に伴う応急工事 ウ 供用施設の損壊（被害を受けたものを含む。）若しくは不具合又はその未然防止に係る 応急工事 エ 供用施設の利用者の安全性の確保のための応急工事又は供用施設の利用者の利便に支障 が生じている場合に行う応急工事 オ 災害の未然防止のための応急工事</p> <p>○応急工事について 応急工事とは、(2)エの工事を除き、被害を受けた施設や損壊箇所・不具合のある施設の 従前の効用を回復させるための工事です。</p> <p>○「未然防止」の解釈 緊急に施工しなければ損壊又は不具合に至ることが、目視、異音、異臭等又は測定数値等で 客観的に明らかである場合に限定して解釈します。</p>

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ1 郵便切手類の管理等について（※1）

対象局	所管課等	種別 （※2）	保管場所の 施錠の有無等 （※3）	受払票の作成の有無等 （※3・4）	受払月報の 作成の有無等 （※3・5）
政策局	広聴広報・シティ プロモーション課	切手	○	×（任意様式（※6））	○
総務局	総務課	切手	○	○	○
		はがき	○	○	○
		書簡	○	○	○
	デジタル戦略課	切手	○	×（任意様式（※7））	○
財政局	納税課	切手	○	×（任意様式（※8））	○
		書簡	○	×（任意様式（※8））	○
環境局	環境指導課	切手	○	×（任意様式（※9））	○
	環境業務課	切手	○	○	○
		はがき	○	○	○
	南部クリーンセンター	切手	○	○	○
	西部クリーンセンター	切手	○	×（任意様式（※9））	○

※1 郵便切手類：郵便切手類受払月報の報告対象物品（郵便切手、郵便葉書、郵便書簡（レターパック等）、収入印紙、特許印紙等、収入証紙、テレホンカード、図書カード、クオカード、商品券、回数券等）

※2 郵便切手は「切手」、郵便はがきは「はがき」、郵便書簡（レターパック等）は「書簡」と表記

※3 有りの場合は「○」、無しの場合は「×」と表記

※4 受払票：高松市物品会計規則（令和8年4月1日改正前）に規定する「材料品、生産品、郵便切手類受払票（様式第5号）」

※5 受払月報：高松市物品会計規則（令和8年4月1日改正前）に規定する「郵便切手類受払月報（様式第8号）」

※6 監査報告書4ページ参照

※7 監査報告書5ページ参照

※8 監査報告書8ページ参照

※9 監査報告書11ページ参照

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ2 発注簿等による財務処理の執行について

○主な事務処理誤りの内容

項目	内容	該当局
見積徴取	2回以上に分割しての見積徴取・発注あり	総務局
発注簿（物品・通常工事）	<ul style="list-style-type: none"> ①日付欄 見積徴取日・発注日・兼命令処理日等の記載漏れあり ②見積書・口頭欄 正式見積書と口頭・コピー・FAXによる見積（書）との区分誤りあり ③特定調達品目・適合品・一者随契の理由欄 必要項目の記載漏れあり ④見積者集中度欄 発注業者の偏りあり ⑤検収処理 検収日の記載なし、検収者印なし ⑥追加表記 発注日・兼命令処理日の追加表記なし ⑦発注簿と関連文書（見積書等）との整合性 日付・記載内容等の相違あり 	政策局 総務局 財政局 環境局
発注簿（緊急工事）	必要項目の記載漏れあり	環境局
管理台帳	必要項目の記載漏れあり	総務局 財政局
記録票	未作成の月あり	総務局
見積書	代表者氏名・役職の記載なし、代表者印及び必要事項の記載なし	政策局 総務局 環境局
納品書	納品日の記載及び収受印なし、検収処理なし、納品書の徴取なし	政策局 総務局 財政局 環境局
請求書	消費税及び地方消費税の記載なし、検収処理なし、内訳欄の記載漏れあり	総務局 環境局
工事写真	一者随意契約において着手前写真への日付の写し込みなし	政策局 環境局

○【様式】発注簿（物品購入用）

様式第3号（第6項関係）

発注簿（物品購入用） 課（No. ）

次のおり見積者に対して発注してよろしいか。（年月日）						※発注日	
課長	課長補佐	係長	起案者	(1) 物品名			
				(2) 納入場所			
				(3) 支出科目			
				(4) 備考			
見積調書							
見積徴取日							
見積者				兼中皮 (%)			
区分の呼称							
見積価格		見積書		円			
		口頭		円			
内訳	名称			数量	単価	特定調達品目	適合品
予定価格が5万円を超える案件について1者随契をする場合はその理由 特定調達品目について適合品を購入しない場合は、その理由(A)							
兼命令処理日							

< 参考 >

令和8年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和8年度の重点取組事項

(1) 郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならない、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、郵便切手類は換金性が高く、現金と同様の管理が必要であるが、令和7年度定期監査等において、一部で不適切な事務処理や管理状況が見受けられた。

そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、8年度も引き続き、監査を実施する。

(2) 発注簿等による財務処理の執行について

発注簿等による財務処理については、発注簿等財務処理要領において、必要な事項が規定されており、各所属は、これが事実上の支出負担行為であることを認識し、関係法令、規則等を正しく理解した上で、適正な事務処理を行わなければならない。

また、公平性及び競争性の確保を意識し、特定の業者に発注が集中しないよう、業者の選定に留意する必要がある。

そこで、発注簿等による財務処理が、同要領等に基づき適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。